

熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

災害等の非常事態により、熊本県教育委員会定例会を開催できない場合に対応できるようにするため、関係規定等を見直す必要がある。

参考：関係法令条項

● 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

第2条(教育長へ委任しない事務)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

2 制定の必要性

災害等の非常事態により、熊本県教育委員会定例会を開催できない場合に対応できるようにするため、関係規定を見直す必要がある。

3 内容

- (1) 定例会の開催について、例外規定を設ける。(第4条関係)
- (2) 文言の整理を行う。(第1条、第2条、第6条、第9条関係)
- (3) この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会会議規則（昭和31年熊本県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「（以下「委員会」という。）」を削る。

第2条第1項本文中「日時、」を「日時並びに」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「止むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により定例会を開催することができない場合は、この限りでない。

第6条第1項中「且つ」を「かつ」に改める。

第9条第1項中「はかり」を「諮り」に改め、同条第2項中「はかり」を「諮り」に改め、「前項」の次に「の規定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会会議規則（昭和31年熊本県教育委員会規則第4号）新旧対照表

旧	新
<p>(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第16条の規定に基づき、熊本県教育委員会(以下「委員会」という。)の会議に<u>関し必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(会議の招集) 第2条 会議の招集は、<u>会議開催の場所及び日時</u>、<u>会議に付議すべき事件</u>をあらかじめ各委員に通知して行う。<u>但し、教育長が緊急止むを得ないと認めたとときは、事件の通知をしないことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定例会) 第4条 定例会は、毎月1回日時を定めて教育長が招集する。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第16条の規定に基づき、熊本県教育委員会<u>の会議に</u>関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議の招集) 第2条 会議の招集は、<u>会議開催の場所及び日時並びに</u>会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。<u>ただし、教育長が緊急やむを得ないと認めたとときは、事件の通知をしないことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定例会) 第4条 定例会は、毎月1回日時を定めて教育長が招集する。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により定例会を開催することができない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(開会及び閉会) 第6条 出席委員が定数に達したときは、<u>教育長は会議成立の旨を述べ、かつ、開会を宣告する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(議事日程) 第9条 会議に付すべき議題及びその順序並びに会議の日程は、<u>会議の当初において会議に諮りこれを定める。</u></p> <p>2 必要ある場合は、<u>会議に諮り前項の規定による決定を変更することができる。</u></p>
<p>(開会及び閉会) 第6条 出席委員が定数に達したときは、<u>教育長は会議成立の旨を述べ、且つ、開会を宣告する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(議事日程) 第9条 会議に付すべき議題及びその順序並びに会議の日程は、<u>会議の当初において会議にはかりこれを定める。</u></p> <p>2 必要ある場合は、<u>会議にはかり前項</u> による決定を変更することができる。</p>	<p>(開会及び閉会) 第6条 出席委員が定数に達したときは、<u>教育長は会議成立の旨を述べ、かつ、開会を宣告する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(議事日程) 第9条 会議に付すべき議題及びその順序並びに会議の日程は、<u>会議の当初において会議に諮りこれを定める。</u></p> <p>2 必要ある場合は、<u>会議に諮り前項の規定による決定を変更することができる。</u></p>